「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」募集要領

１　目的

近年、デジタル化の進展に伴いサイバー空間の重要性が高まる一方で、ランサムウェア攻撃等のサイバー攻撃の巧妙化・複雑化や、AIの悪用によるサイバー攻撃の高速化・大規模化により、国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があり、サイバーセキュリティ対策の強化は喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、総務省では、サイバーセキュリティ対応の現場で優れた功績を挙げ、今後も更なる活躍が期待される個人又は団体（チーム）を「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」として表彰し、広く周知することで、サイバーセキュリティに関する意識の向上を図り、もってサイバーセキュリティの確保につなげることとしています。

２　募集概要

（１）募集対象

サイバーセキュリティ対応の現場において、サイバーセキュリティ向上の観点から優れた功績を挙げ、今後も更なる活躍が期待される個人又は団体（チーム）とします。

※ただし、応募・推薦時点までの過去１年間において、法令等の重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力・関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると判断される方又は公序良俗に反する事業を行っている方の応募・推薦はお断りします。

（２）応募・推薦方法

応募・推薦用紙に必要事項を記入し、電子メール又は郵送で（４）の提出先に提出してください。参考となる資料（様式任意）がある場合は添付してください。なお、参考資料は応募・推薦内容を補足するために必要なものに限り、必要最小限の提出に御協力ください。

※応募・推薦用紙の各項目は漏れなく記入してください。特に、連絡先欄及び推薦者情報欄の電話番号及びE-mailは必ず記入ください（他薦の場合で推薦者情報欄に記入がない場合は応募を無効とします。）。

※他薦の場合は被推薦者の許可を得て応募してください(被推薦者の許可がない場合は応募を無効とします。)。

（３）応募・推薦期間

令和８年11月20日（金）から同年12月21日（月）まで【必着】

（４）提出先（電子メール又は郵送）

［電子メール］　ictsecurityoffice_toiawase@ml.soumu.go.jp

※添付ファイルのサイズが20MBを超える場合は、（５）の問合せ先まで御連絡ください。

［郵　　送］　〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

中央合同庁舎第２号館　総務省サイバーセキュリティ統括官室

（５）問合せ先

総務省サイバーセキュリティ統括官室　サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞担当

電子メール：ictsecurityoffice_toiawase@ml.soumu.go.jp

電話：03-5253-5357（直通）

３　審査等

（１）審査方法

有識者で構成される選考委員会を開催し、本募集及び選考委員からの推薦に基づき、同委員会で審議を行った上で、総務省が選定します（３者程度選定予定）。

（２）審査項目

①実績：サイバーセキュリティの現場における十分な実績※があること（実務経験５年程度以上を目安とします。）

※実績の例

・他の組織へのモデルケースとなる組織内のサイバーセキュリティ対策の実施体制の整備（セキュリティポリシー等の策定・運用・点検、情報システムの構築・運用・保守、脆弱性管理、サプライチェーンリスク管理、組織内におけるサイバーセキュリティの教育等）

・被害の未然防止、被害軽減又は再発防止に大きく寄与したサイバーインシデント対策

・サイバーセキュリティに関する普及啓発や人材育成への貢献

・新たな技術や創意工夫によるサイバーセキュリティ対策への貢献　等

②その他特筆すべき事項

（３）その他

- 必要に応じて事務局によるヒアリング調査等への御協力をお願いすることがあります。また、審査に関する問合せには一切応じられません。なお、審査結果の通知は行わず、公表をもって代えさせていただきます。
- 応募・推薦書類は返却いたしませんので御注意ください。
- 応募・推薦書類は審査に限定して使用します。また、審査に当たっては、厳正な管理の下、総務省及び選考委員会にて情報を共有しますので、あらかじめ御了承ください。

４　公表等

令和８年度内に総務省ウェブサイト等で審査結果を公表し、表彰する予定です。

５　その他

- 応募・推薦に係る一切の費用は、応募者・推薦者の負担とします。
- 受賞者の取組を優良事例として紹介し、広報・ＰＲ活動、各種イベント等への御協力をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- 応募・推薦資料に虚偽の記載があった場合や公表後に表彰の対象としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取消し等を行う場合があります。

以上